

自転車に関する取組について（1）熊本市自転車活用推進計画について

自転車活用推進法が施行（H29.5）され、自転車の活用推進に関する施策を定めた計画の策定が求められている。これまでの計画を基にしながら、自転車の特性や環境の変化を取り入れ、自転車の利活用を取り込んだ新しい計画を策定する。

1.方針

方針 1
乗るbicycle

「自転車を便利に利用できる環境づくり」

方針 2
良かbicycle

「自転車を気軽に利用できる環境づくり」

方針 3
守るbicycle

「自転車を安全に利用できる環境づくり」

2.スケジュール

2021年



3.パブリックコメントの結果

a.募集期間：令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（30日間）

b.ご意見を提出された方の人数：**2人**

c.ご意見の件数：**5件**

意見の種類	意見の内容	パブコメへの対応
駐輪場の有料化について	・無料だと、公共交通からの移行や健康増進等で利用が増える。 ・有料化を実施すると、マナーのある利用につながる。	駐輪場を維持するためにも、受益者負担の観点から検討を行う。財源については、駐輪環境の向上の他、利活用施策に活用する。
サイクルトレインについて	・オランダのように、トラムに自転車を持ち込めるといいが。	熊本電鉄で実施しており、本市においても、利用促進に取り組みたい。
自転車情報総合サイトの開設について	・SNSが普及する中で必要なのか。	情報が氾濫する中で、より身近で正確な情報を1つのサイトへ集約することは、有効的と考える。広報手段として活用したい。
自転車保険の義務化について	・熊本市でも、県と連携し、義務化をすべき。	熊本県が保険義務化に向けて、自転車安全条例を改正予定。本市でも、県条例の内容を踏まえ、条例改正を進めていく。

4.熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正について

【熊本市自転車活用推進計画での主な施策】

- ・方針1：自転車走行空間や駐輪場等の整備に関すること。
- ・方針2：サイクリングルートの設定等の利用促進に関すること。
- ・方針3：責務の設定、ヘルメット着用等の促進、自転車保険加入の促進等の安全に関すること。

○計画推進の根拠条例として

現在、放置自転車対策中心の「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」において、安全利用等に関する内容を拡充し、改正する。

令和3年第4回定例会での条例改正議案上程を目指す。

自転車に関する取組について（２）自転車放置禁止区域の拡大について

- ・平成30年9月、熊本市自転車駐車対策等協議会は「平成33年春（令和3年）には、JR熊本駅ビルの商業施設が完成予定であり、自転車利用が大きく増加することからも、熊本駅周辺で放置禁止区域の拡大変更することは妥当である」と市長に答申。
- ・令和3年3月5日にJR熊本白川ビルの商業施設が開業、令和3年4月23日にJR熊本駅ビルが開業予定。
- ・令和3年3月20日に熊本駅白川口駅前広場が完成予定。
- ・熊本駅周辺の駐輪場が、令和3年3月末までに完成予定。
- ・熊本駅周辺の自転車放置禁止区域変更及び駐輪場への誘導の周知を3月から開始し、令和3年4月23日（金）から区域変更を実施する。

※来年度、駐輪場の有料化について検討を行う。

熊本駅周辺放置禁止区域の変更図

「平成30年9月 自転車放置禁止区域の変更及び指定について 答申書」の図に加筆

